甲子園学院 役員及び評議員報酬規程

制定　令和2年3月19日
改正　令和7年1月22日

（目的）

第１条　この規程は、学校法人甲子園学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第63条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤監事とは、定められた時間内は勤務する体制にあり、かつ職務専念義務がある監事をいう。

（３）職員評議員とは、評議員のうち、学校法人甲子園学院（以下「学院」という。）の職員の身分を有し、給与の支給を受けている評議員をいう。

（４）報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、この役員等の報酬等には、甲子園学院給与規程に基づくものを含まない。

（５）費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬の支給）

第３条　役員に対しては、別表第１により報酬を支給するものとする。ただし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

２　前項の定めにかかわらず、役員は報酬の受け取りを辞退することができる。

３　評議員（職員評議員を除く。）には、別表第２により報酬を支給するものとする。

（報酬等の支給方法）

第４条　役員に対する報酬は、５月（4月から9月分）及び１１月（10月から3月分）に支給する。

２　前項の規定にかかわらず、常勤監事に対する報酬の支給方法等は、甲子園学院給与規程を準用する。

３　新たに役員となった者に対する報酬は、別表第３により算出した額を支給する。

４　評議員（職員評議員を除く。）には、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。

５　職員評議員には、報酬等を支給しない。

６　報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

７　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬の返還）

第５条　報酬を受領した期間が満了する前に退任した役員は、退任翌月から残月数の報酬を返還しなければならない。ただし、死亡による場合は、返還を要しない。

（交通費及び費用）

第６条　非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）のうち、居住地が遠方（原則片道 100 km以上）の者には、理事会又は評議員会等の会議への出席の都度、報酬とは別に交通費を支給する。

２　役員等がその職務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

３　役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、本人からの申請に基づき、当該費用を支給する。

（退職慰労金）

第７条　役員が退任した場合、理事会が特に功労があったと認める者に対して退職慰労金を支給する。

２　退職慰労金を支給する場合の基準は、別表第４に定める算式により算出される額とする。ただし、千円以下は切り捨てる。

３　前項の規定にかかわらず、退職慰労金の支給上限は５千万円とする。

４　評議員には、退職慰労金を支給しない。

（作成、備置き及び閲覧）

第８条　学院は、毎会計年度終了後３月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

２　学院は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に５年間、その写しを従たる事務所に３年間、備え置かなければならない。

３　学院が別に定める手続きに基づき、この規程の閲覧請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（公表）

第９条　この規程は、寄附行為第80条に定める役員等に対する報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

（改廃）

第１１条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議に基づき行う。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（役員の報酬）

役職名	報酬の額	備考
理 事 長	年額 ９００,０００円	
理　　事	年額 ５４０,０００円	代表業務執行理事及び常務理事に対する報酬の付加支給は行わない。
監　　事	年額 ４５０,０００円	
常勤監事	月額 ４００,０００円～ ７００,０００円	月額の範囲内で、勤務日数・時間を考慮し、理事会にて決定する。

別表第２（評議員の報酬）

評議員会、その他法人運営に関する会議への出席	日当 ２０,０００円

別表第３（報酬の算出方法）

算式
報酬（年額） ÷ 12 × 就任月数

ただし、就任月数には就任月を含める。

別表第４（常勤の役員の退職慰労金）

算式
報酬（年額）× 在任年数 × １.０

※上記在任年数は１か年単位とし，端数は月割りとする。ただし，１か月未満は１か月に切り上げる。